

生活困窮者自立支援金のご案内

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、総合支援資金の再貸付の利用が終了したなどにより貸付を利用できない世帯で、一定の要件を満たす世帯に対して、生活困窮者自立支援金を支給します。

※申請には、電話での事前予約が必要です。

申請を希望するときは、所沢市社会福祉協議会：生活困窮者自立支援金受付窓口（☎080-6796-9944又は080-6796-9954）にご連絡ください。

（受付時間 平日9：00～16：00）

※電話のお掛け間違いにご注意ください

➤ 支給額及び支給期間

- 支給額(月額) 単身世帯：6万円、2人世帯：8万円、3人以上世帯：10万円
- 支給期間 申請月から3か月間

➤ 申請期限

- 申請期限 令和3年11月30日（火）

以下の(1)～(5)の要件を全て満たす方で(6)～(10)のいずれにも該当する方に支給します。

(1) 【再貸付終了要件】 次のア～エのいずれかに該当する方

- ア 総合支援資金の再貸付を受けていたが、既に最終借入月が到来していること
- イ 総合支援資金の再貸付を受けている者で自立支援金の申請月が当該再貸付の最終借入月であること
- ウ 総合支援資金の再貸付の申請をしたが、不承認となったこと
- エ 再貸付の申請のため自立相談支援機関へ相談等を行ったが、支給決定を受けることができず、自立支援金の申請日以前に再貸付の申請ができなかったこと

(2) 【生計維持要件】 申請月において、その属する世帯の生計を主として維持している方

(3) 【収入要件】 申請月における申請者及び申請者と同一世帯員の収入月額の合算額が下表の金額以下であること

(4) 【資産要件】 申請日における申請者及び申請者と同一世帯員の金融資産の合計額が下表の金額以下であること

| | (3) 収入要件 (月額) | (4) 資産要件 |
|------|---------------|------------|
| 単身世帯 | 131,700円 | 504,000円 |
| 2人世帯 | 187,000円 | 780,000円 |
| 3人世帯 | 234,000円 | 1,000,000円 |
| 4人世帯 | 276,000円 | 1,000,000円 |

(5) 【求職活動要件】 次のア～イのいずれかに該当する方

ア 公共職業安定所に求職の申込をしたうえで、常用就職を目指し以下に掲げる求職活動を行うこと

- ① 月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
- ② 月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける
- ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う

イ 生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない状態にあること

裏面もご確認ください

- (6) 職業訓練受講給付金を申請者及び申請者と同一世帯員が受給していないこと
- (7) 生活保護を申請者及び申請者と同一世帯員が受給していないこと
- (8) 偽りその他の不正な手段により再貸付の申請を行っていないこと
- (9) 申請者と同一世帯員が暴力団員でないこと
- (10) 申請時において申請者と同一世帯員が所沢市に住民登録していること

➤ 申請から支給までの流れ

- ① 総合支援資金の再貸付利用者等へ所沢市社会福祉協議会より事業案内等が郵送されます。(本案内)
- ② 支給対象者の要件に該当する場合は、所沢市社会福祉協議会：生活困窮者自立支援金受付窓口
に電話(**☎080-6796-9944又は080-6796-9954**)にて**事前予約**をしてください。(受付時間：平日9:00~16:00)
- ③ 所沢市社会福祉協議会：生活困窮者自立支援金受付窓口で申請してください。
- ④ 提出された申請書及び添付書類は、市(福祉部生活福祉課)へ進達されます。
- ⑤ 市は所沢市社会福祉協議会から進達された申請書等に基づき、支給の可否を決定します。
なお、提出された申請書及び添付書類に不備がある場合は、担当者より連絡が入ります。
- ⑥ 支援金の支給を決定した場合は支給決定通知書が交付され、申請者から指定された金融機関の口座に支援金(月額)が支給されます。
なお、審査の結果、支援金の不支給を決定した場合は、不支給決定通知書を交付します。
- ⑦ 自立支援金は、申請月から3か月間支給し、その間求職活動等を報告いただきます。
- ⑧ 支援金の受給期間中は、支給する際に支給の可否を審査した上で支給します。
なお、受給期間中に支給中止の要件に該当した場合には支援金の支給を中止します。

(参考) 支給中止の要件(抜粋)

- ・ 求職活動等要件に該当していないことが判明した場合
- ・ 受給者が常用就職し、その収入額が基準額を超えた場合
- ・ 受給者が生活保護を受給した場合
- ・ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合

◆ **生活困窮者自立支援金について知りたい方は**
右の所沢市ホームページでご覧いただけます。



お問い合わせ先

- 自立支援金の審査・支給等に関すること
所沢市役所 福祉部生活福祉課 04-2998-9201 (直通)
- 自立支援金支給相談・申請等に関すること
社会福祉法人 所沢市社会福祉協議会 080-6796-9944
生活困窮者自立支援金受付窓口 080-6796-9954